

「個人情報取り扱い特記事項」

1. 基本的事項

乙は、受診者の個人情報保護の重要性を認識し、この契約による健康診査・検診の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2. 秘密の保持

乙は、この契約による健康診査・検診に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

3. 受診者との同意

甲は受診者に対して、乙が受診者の個人情報の委託先になることや個人情報の利用目的について受診者の同意を得るものとする。

4. 収集の制限

乙は、この契約による健康診査・検診を処理するために個人情報を収集するときは、健康診査・検診の目的を明確にするとともに、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

5. 利用及び提供の制限

乙は、この契約による健康診査・検診に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、または第三者に提供してはならない。

6. 適正管理

乙は、この契約による健康診査・検診に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

7. 複写または複製の禁止

乙は、この契約による健康診査・検診を処理する以外に甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。

8. 再委託の禁止

乙は、この契約による健康診査・検診を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。(但し、甲の指示または承諾がある場合は除く)

9. 個人情報の廃棄または消去

乙は、この契約による健康診査・検診を処理するために乙自らが収集し、もしくは作成した個人情報記録された資料等は、保存義務期間終了後速やかに、かつ、確実に廃棄または消去しなければならない。

10. 従事者への周知

乙は、この契約による健康診査・検診に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

11. 1. 実地調査

甲は、必要があると認められたときは、乙がこの契約による業務の執行にあたり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

11. 2. 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれのあることを知ったときは速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする